

公共建築工事標準仕様書

(令和7年版) 抜粋

9章 防水工事

5節 塗膜防水

9.5.1 一般事項

この節は、コンクリート下地に、塗膜防水材料（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

9.5.2 材料

(1) 主材料

塗膜を形成する材料は JIS A 6021（建築用塗膜防水材料）の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

(2) 保護緩衝材

地下外壁防水の保護に使用する場合、保護緩衝材の材質は補強クロス付きポリエチレン発泡材とし、厚さ 5mm 以上のものとする。

(3) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは、9.2.2(10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

(4) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

9.5.3 防水層の種別 及び工程

(1) ウレタンゴム系塗膜防水は、次による。

(ア) 防水層の工法による種別及び工程は表 9.5.1 により、種別は**特記**による。

表 9.5.1 ウレタンゴム系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X-1 (絶縁工法)		X-2 (密着工法)	
	材料・工法	使用量 (kg/m ²)	材料・工法	使用量 (kg/m ²)
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り ^{(注)1}	0.3	プライマー塗り	— ^{(注)7}
2	ウレタンゴム系防水材塗り	3.0 ^{(注)4} ^{(注)5}	ウレタンゴム系防水材塗り 補強布張り	0.3
3	ウレタンゴム系防水材塗り		ウレタンゴム系防水材塗り	
4	仕上塗料塗り ^{(注)6}	—	ウレタンゴム系防水材塗り	2.7 ^{(注)4} ^{(注)5} (1.7) ^{(注)2}
5	—	—	仕上塗料塗り ^{(注)6}	—

- (注) 1.接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
 2.立上り部は全て、種別 X-2 とし、工程 3 及び工程 4 のウレタンゴム系防水材の使用量を () 内とする。
 3.表中のウレタンゴム系防水材の使用量は、硬化物比重が 1.0 である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 4.ウレタンゴム系防水材塗りは、2 回以上に分割して塗り付ける。
 5.ウレタンゴム系防水材塗りの 1 工程当たりの使用量は、平場は 2.5kg/m²、立上りは 1.5kg/m² を上限とする。
 6.仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。
 7.使用量は主材料の製造所の仕様による。

(イ) 種別 X-1 において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。特記がなければ、主材料の製造所の仕様による。

9.5.4 施工

- (1) 防水層の下地は、次による。
- (ア) 防水層の下地は、9.2.4(1)による。ただし、出隅は通りよく 45°の面取りとし、入隅は通りよく直角とする。
- (イ) ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7 節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。
- (2) プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。
- (3) 下地の補強は、次による。
- (ア) コンクリートの打継ぎ箇所等で防水上不具合のある下地は、監督職員と協議のうえ、U 字形にはつり、シーリング材を充填したうえ、幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
 ただし、種別 X-1 における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。
- (イ) 出隅及び入隅は、種別 Y-1 の場合は幅 200mm 以上、種別 Y-2 の場合は幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
 なお、種別 Y-1 の補強塗りは、増吹き又は増塗りする場合は補強布を省略することができる。
- (ウ) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りを行う。

- (4) 塗膜防水材塗りは、次による。
 - (ア) 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
 - (イ) 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
 - なお、種別 X-2 又は Y-2 の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。
 - (ウ) 塗継ぎの重ね幅は 100mm 以上とし、補強布の重ね幅は 50mm 以上とする。
- (5) (1) から (4) まで以外は、主材料の製造所の仕様による。